

第20号議案

立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める

条例の一部を改正する条例

立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成7年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第25条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において当該清算金に付すべき利子の利率は、分割徴収する場合にあっては法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条に規定する財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が年6パーセントを超えるときは、年6パーセント）とし、分割交付する場合にあっては年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

- (1) 償還期間 5年以内
- (2) 据置期間 無
- (3) 償還方法 元金均等半年賦償還

附 則

この条例は、公布の日から施行する。